

社会人・学生の皆様へ

通勤者通学者特急券

購入費補助制度ご案内

(令和7年度版)

年間最大 192,000 円補助！



申請はお早めに！

令和7年12月19日(金)まで

※本制度は、「在来線チケットレス特急券の電子チケット」
を補助対象としております。

石 岡 市

令和7年度通勤者・通学者へ特急券補助を実施します！

この通勤者通学者特急券購入費補助制度は、若い世代の転出抑制と本市への移住促進を図るため、ＪＲ常磐線を利用する通勤者・通学者で特急列車を利用される方を対象に、特急券（「在来線チケットレス特急券の電子チケット」）の購入に要する経費の一部（月額上限 16,000 円）を補助する制度です。

この補助制度を利用すれば、**年間最大192,000円**の補助が受けられます！

○「在来線チケットレス特急券」の電子チケットが補助の対象です。

※特急券の一月あたりの購入金額が7,000円を超えることが条件となりますのでご注意ください。

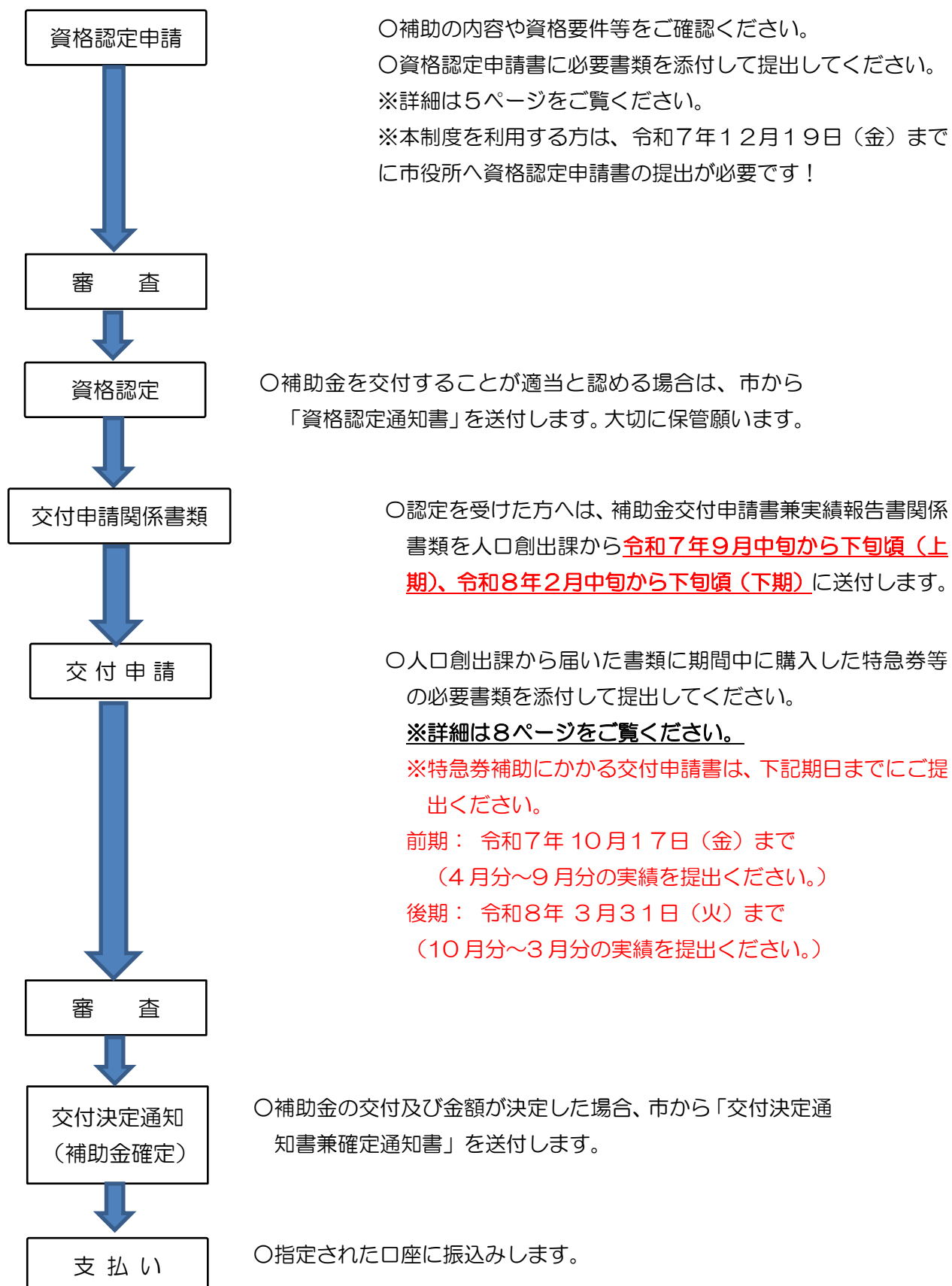
○事前に手続きが必要です！

初めに、認定申請書を提出していただき、資格審査を行います。

○半年ごとに利用実績に応じて補助金を交付します。

半年ごとに使用済み切符を添えて申請書を提出していただきます。審査後、補助金を交付します。

資格認定申請から補助金支払いまでの流れ



補助の内容

区 分	内 容
補 助 対 象	<u>石岡駅又は土浦駅から柏駅以降の駅間で利用する</u> <u>「在来線チケットレス特急券の電子チケット」</u> ※上記以外の特急券は対象となりませんのでご注意ください。 領収証の発行など 「在来線チケットレス特急券」の 詳細はこちら 
補 助 金 額	上記の補助対象の購入費から、勤務先等から支給される特急券 に対する手当を除いた金額の1／2（千円未満は切り捨て） 月額上限額：16,000円 ※一月あたりの購入金額が7,000円を超えること
補助対象期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

資格要件等

下記の資格要件を**すべて**満たす必要があります！

対 象 者	内 容
資格認定申請書の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に引き続き本市に住所を有する方（※1）	石岡市に住民票がある方が対象です。
【通学者のみ】 石岡駅、 <u>高浜駅</u> 、 <u>羽鳥駅</u> 、 <u>神立駅</u> のいずれかを起点とする定期券を利用して通学している方	左記の駅以外は対象外です。
【通勤者の場合】 18歳以上45歳以下の方	令和7年度中に18歳から45歳の方（年度中に45歳であり、その後年度内に46歳に達する方も含まれます）
【通学者の場合】 18歳以上30歳以下の方	令和7年度中に18歳から30歳の方（年度中に30歳であり、その後年度内に31歳に達する方も含まれます）
市税の滞納がないこと （申請者本人及び本人が属する世帯）	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納税状況を確認します。
生活保護を受けていないこと （申請者本人が属する世帯）	保護受給状況を確認します。
暴力団員等でないこと （申請者本人及び本人が属する世帯）	暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も、暴力団員等に含まれます。

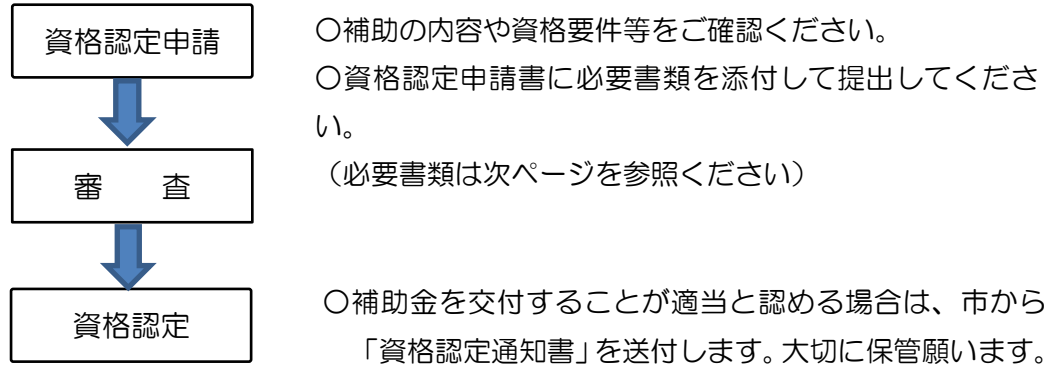
※1 市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではありません。

申請前に必ずご確認をお願いいたします！

資格認定申請

本制度を利用する方は、事前に市役所へ資格認定申請書の提出が必要です！

【資格認定申請から資格認定まで】



【資格認定申請書の提出期日】

令和7年12月19日（金） まで

提 出 先	石岡市役所人口創出課
提出方法	本人申請、代理申請、郵送申請、電子申請のいずれか ※郵送提出の場合、郵送代は申請者負担となりますのでご了承ください。 また、内容確認のため市役所よりお電話いたしますので、連絡の取れる番号を必ずご記入ください。

【郵送先】

〒315-8640 石岡市石岡1-1-1
石岡市役所 人口創出課 通勤通学支援事業担当 宛

注意！

- ・資格認定申請書を提出していただくことが、補助金交付申請をする際の条件となりますので、必ずお手続きください。
- ・市から送付されました「資格認定通知書」は、大切に保管くださいますようお願いいたします。
- ・令和4年度から資格認定申請のみ「電子申請」の受付を開始しました。
「電子申請」を希望される方は、QRコードを読み込んで申請をしてください。

電子申請はこちらから



【資格認定申請に必要な書類】

必要な書類	内 容
通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定申請書（様式第 1 号） ※電子申請の場合は不要。	裏面まで記入してください。 また、 <u>記載内容の確認をする場合があるため、</u> <u>日中つながる電話番号を記入願います。</u>
誓約書兼同意書（様式第 2 号） ※電子申請の場合は不要	申請者及び世帯主の署名をお願いします。
【 <u>通勤者のみ添付</u> 】 就労及び通勤手当等支給額証明書 （様式第 3 号）	手当の有無に関わらず全員必要です。勤務先に記入を依頼してください。
【 <u>通学者のみ添付</u> 】 在学を証する書類	学生証のコピーや在学証明書を提出してください。
【 <u>通学者のみ添付</u> 】 定期券の写し	通学で使用している定期券のコピーを提出してください。
その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出いただく場合があります。

※資格認定申請書は、市役所人口創出課、支所市民窓口課、石岡駅で配布しています。
市役所ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

石岡市 特急券

検索



書類を提出する際は、7ページにあるチェックリストで確認してくださいね！



通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定申請チェックリスト

提出する各書類について、次の点についてご確認ください。

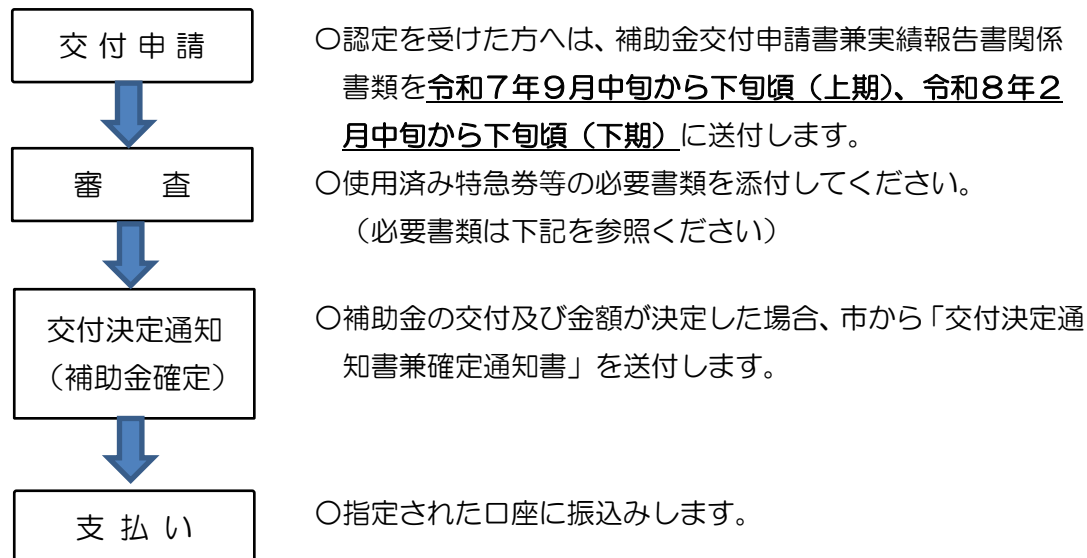
書 類 名	確 認 事 項
☐ 通勤者通学者特急券購入費 補助金資格認定申請書 ※電子申請の場合は不要	☐ 申請年月日、住所、氏名、連絡先の記入をしましたか。 ☐ 通勤先又は通学先の所在地、名称、電話番号について 記入しましたか。 ☐ 補助申請予定期間は記入しましたか。 ☐ 特急利用区間は記入しましたか。 ☐ 補助申請額は、総額（12 か月分）を記入ください。 【算出方法】 ① 1 か月当たり $\{(\text{購入金額} \times \text{利用回数}) - (\text{支給されている交通費})\} \times 1/2$ ② 12 か月当たり $\text{①} \times 12 = (\text{今回の申請額})$ ☐ 裏面の「いしおか PR 隊」に関する事項を確認の上、署名を してください。
☐ 誓約書兼同意書 ※電子申請の場合は不要	☐ 内容を確認し、申請年月日、氏名及び生年月日を記入してく ださい。
☐ 就労及び通勤手当等支給額 証明書 ※通勤者のみ添付	☐ 勤務先から記入してもらいましたか。 ☐ 「1. 対象者」の部分について、記入漏れはありませんか。 ☐ 「2. 通勤手当等支給状況」について ☐ 該当するものに○がついていますか。 ☐ 支給区間及び支給額（1 か月あたり）が記入されていま すか。 ☐ 勤務先について、所在地、名称、電話番号の記載、押印があ りますか。 ☐ 証明書を発行した担当課及び担当者名の記載があります か。
☐ 在学を証する書類 ※通学者のみ添付	☐ 学生証の写し、在学証明等を添付しましたか。
☐ 定期券の写し ※通学者のみ添付	☐ 申請時点で利用している定期券の写しまたは領収書 （モバイル Suica）コピーを添付しましたか。

記入漏れ等がないことが確認できたら、すべての書類をご提出ください。

補助金交付申請
～支払い

指定された期日までに**必ず補助金交付申請書兼実績報告書を提出**してください。

【補助金交付申請から支払いまで】



【補助金交付申請に必要な書類】

必要な書類	内 容
通勤者通学者特急券購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）	必要事項を記載の上、提出してください。
「えきねっとご利用票兼領収証」	えきねっとご利用票兼領収書は、「マイページ」内の「JR きっぷの申込履歴」からの発行、もしくは「えきねっとアプリ」でも発行ができます。 領収書の発行など 「在来線チケットレス特急券」の 詳細はこちら 
請求書	指定された請求書に、必要事項を記載の上、提出してください。
その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出いただく場合があります。

【交付申請書兼実績報告書の提出締切】

特急券補助にかかる交付申請書は、下記期日までにご提出ください。

前期：令和7年10月17日（金）まで

（4月分～9月分の実績を提出ください。）

後期：令和8年3月31日（火）まで

（10月分～3月分の実績を提出ください。）

【補助金の支払方法】

○前期・後期と2回に分けて、支払います。

○指定された口座へ振込となります。

補助金の返還

以下に該当する場合は、交付決定の取消し、又はすでに交付した補助金の返還を求めることがあります。

○資格要件に当てはまらなくなったとき。

○虚偽申請や不正行為により補助金の交付を受けたとき。

○特急券を第三者へ譲渡、または売却等を行ったとき。

○通勤以外で使用したとき。

また、適正な補助金交付のため、市役所から申請者に対し調査や報告を求める場合があります。

その他

○補助制度や申請手続き等でご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【提出先・問い合わせ先】

石岡市役所2階 市長公室人口創出課

T E L：0299-23-7278（直通）

E-mail：jinkousoushutu@city.ishioka.lg.jp

業務時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く。）